

科学研究費助成事業における謝金等の目安額一覧表

研究支援課

種別	単位	上限	区分	備考	証憑	
公開講演会・シンポジウム ※学部生は対象外。 ※大学院生は原則対象外(注4)。	講演	回	50,000 源泉税別	教授、准教授、専任講師、教諭、課長職相当以上	・別途、本学規程に基づく交通費、宿泊費を支給可(日当は支給しない)。 ・パネルディスカッション開催時間が2時間を超える場合は2時間ごとに左記を上限。 ・別途、本学規程に基づく交通費、宿泊費を支給可(日当は支給しない)。	開催案内、ウェブページ写し・ポスター・チラシ等公開であることが分かる資料、講演依頼書・承諾書、領収書または銀行振込依頼書、開催記録
		回	30,000 源泉税別	上記以外		
	パネルディスカッション	回	30,000 源泉税別	座長		
		回	20,000 源泉税別	パネリスト		
研究会 ※学部生は対象外。 ※大学院生は原則対象外(注4)。	発表者、コメンテーター等	回	30,000 源泉税別	教授、准教授、専任講師、教諭、課長職相当以上	・別途、本学規程に基づく交通費、宿泊費を支給可(日当は支給しない)。 ・単なる出席のみの場合は謝金支出不可。但し依頼出張で旅費のみの支給は可。	依頼書、領収書または承諾書・銀行振込依頼書、開催記録
		回	20,000 源泉税別	上記以外		
調査協力謝金(アンケート)		回	1,000 源泉税別			アンケート内容の分かる資料(アンケート用紙等)、領収書
調査協力謝金(アンケート以外)		回	3,000 源泉税別		・アンケート以外の方法による社会調査等への協力	実施内容の分かる資料、領収書
被験者謝金		時間	2,000 源泉税別			実施内容の分かる資料、領収書
調査協力謝金(聞き取り調査)		時間	10,000 源泉税別		・聞き取り調査、ヒアリング、インタビュー等を受けた側へのもの。	依頼書等(依頼内容を示す資料)、聞き取り調査等の結果を示す資料(研究代表者による報告書でも可)、領収書または承諾書・銀行振込依頼書、結果の分かる資料等(研究者本人による報告書、メモ等で可)
調査協力謝品		回	3,000 消費税別		・調査等の協力に対する対価としての謝礼品。 ・アルコール類、煙草、金券は不可。 ※単なる手土産の位置づけであれば不可。	領収書(品名の明示があること、受領者を明記すること)
専門的知識の供与(研究・調査への助言等) ※学部生は対象外。 ※大学院生は原則対象外(注4)。		回	30,000 源泉税別	教授、准教授、専任講師、教諭、課長職相当以上		依頼書、承諾書、領収書または銀行振込依頼書、結果の分かる資料等(研究者本人による報告書、メモ等で可)
		回	20,000 源泉税別	上記以外		
通訳謝金(全言語共通) ※学部生は対象外。 ※大学院生は日本語以外の対象言語を母語とする場合及び当該言語秀でている場合を除き、原則対象外(注4)。	学外業者の場合	-	-	-	・業者の見積による。 ・5万円以上の場合は原則、学校発注とする。(開催地が海外の場合は学校発注対象外)	見積書、請求書、納品書等、「委託」に必要な書類
	公開講演会	時間	15,000 源泉税別	教授、准教授、専任講師、教諭、課長職相当以上	・本業でない者に対する謝金。 ・講演会への出席時間ではなく本人が通訳を実施する時間で算出。	依頼書、承諾書、領収書または銀行振込依頼書、通訳内容が分かる報告書
		時間	10,000 源泉税別	上記以外		
海外調査時	日	20,000 源泉税別		・半日:10,000円/ 1日:20,000円 ・通訳のみを用務とする(旅費支給を伴う)依頼出張は不可。		

種別	単位	上限	区分	備考	証憑
海外調査コーディネート ※学部生は対象外。 ※大学院生は調査対象地域出身者を除き、原則対象外(注4)。	日	30,000 源泉税別		・依頼内容に対する所要日数で算出。または1回あたりで算出。 ・特に調整の困難な調査先等の場合は算出根拠、理由を明示することでこの額以外の設定が可能。	依頼書、承諾書、領収書または銀行振込依頼書、結果が分かる報告書
翻訳謝金(全言語共通) ※学部生は対象外。 ※大学院生は日本語以外の対象言語を母語とする場合及び当該言語秀でている場合を除き、原則対象外(注4)。	和文→和文以外	400字	5,000 源泉税込	・本業でない者に対する謝金。	依頼書、承諾書、領収書または銀行振込依頼書、翻訳されたもの
	和文以外→和文	200 ワード	5,000 源泉税込		
校閲謝金 ※学部生は対象外。 ※大学院生は、原則対象外(注4)。	和文	400字	2,000 源泉税込	・本業でない者に対する謝金。	依頼書、承諾書、領収書または銀行振込依頼書、校閲後の原稿
	和文以外	300 ワード	3,000 源泉税込		
テープ起こし ※学部生は対象外。 ※大学院生は原則対象外(注4)。	日本語	時間	8,000 源泉税込	・本業でない者に対する謝金。	依頼書、承諾書、領収書または銀行振込依頼書、テープ起こし後の成果物
	日本語以外	時間	12,000 源泉税込		

注)

- 源泉徴収は居住者の場合が10.21%、非居住者は原則として20.42%となります。但し、租税条約締結国居住者は所定の条件、提出書類を満たせば減免措置が受けられます。
- 科研費執行においては、金額の適正性の説明責任等、会計上の責任は研究者本人に帰属します。そのため、上記目安額を超えて謝金の支出を行うことを妨げるものではありません。
その場合には別途、「理由書」(様式21、捺印必要)をご提出いただきます。
- 目安額には本学における過去の謝金支出等を考慮しています。
- 大学院生が原則対象外となっている場合で研究遂行に特に必要がある場合は、「理由書」(様式21、捺印必要)をご提出のうえ実施してください。特に適性(能力、経験等)については客観的に見て十分であることを示してください。また、研究上の必要性や教育目的ではないことを含み人選については、すべての説明責任が研究者本人に帰属します。**